

西和賀町地域防災計画
【原子力災害対策編】

西和賀町防災会議

目 次

第1章	総則	
第1節	計画の目的	1
第2節	防災関係機関等の責務及び業務の大綱	2
第3節	災害の想定	4
第2章	災害予防計画	
第1節	防災知識の普及	7
第2節	モニタリング対策	8
第3節	避難体制の整備	9
第4節	医療・保健対策	10
第3章	災害応急対策計画	
第1節	応急活動体制の確立	11
第2節	特定事象発生情報等の伝達・情報収集・報告	13
第3節	広報広聴	15
第4節	緊急時モニタリング対策	16
第5節	避難・影響回避	18
第6節	医療・保健	20
第4章	災害復旧計画	
第1節	モニタリング継続対策	21
第2節	低減措置・廃棄物等対策	22
第3節	健康の確保等	24
第4節	風評被害の防止	25

第 1 章 総則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

県内には、原子力事業所（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条第4号に定めるものをいう。）が立地しておらず、原子力災害対策指針（原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定めるものをいう。）に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しない。

しかし、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、近隣の地方公共団体に対しても、長期かつ広範囲にわたってあらゆる分野に大きな影響をもたらした。

そのため、町民の生命、身体及び財産を原子力災害（原災法第2条第1号に定めるものをいい、当該災害が生ずる蓋然性を含む。）から保護するため、この計画を策定する。

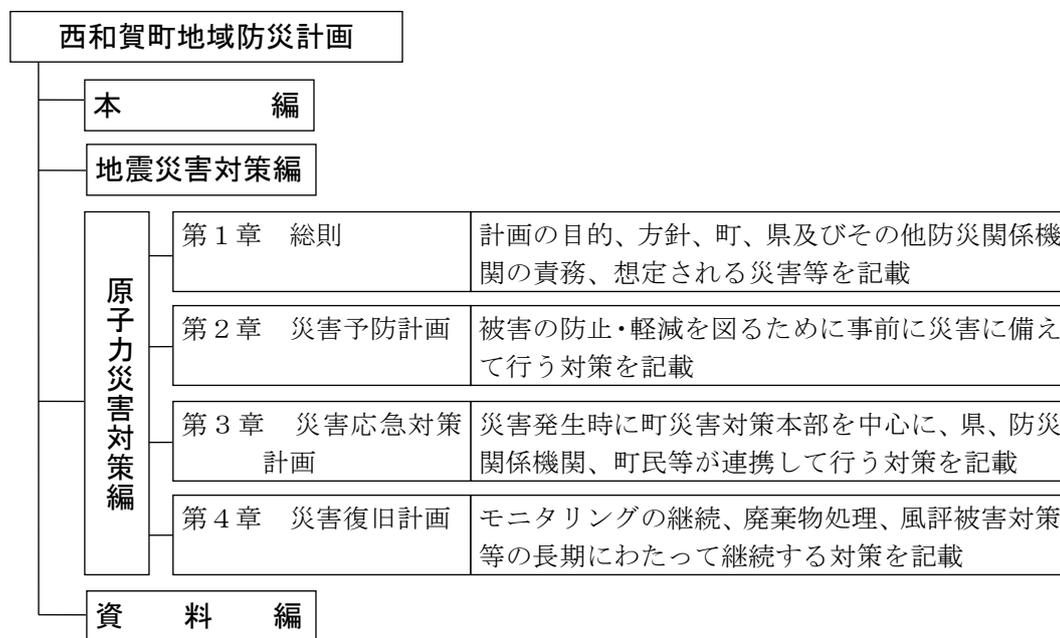
2 計画の適用

本計画が適用する災害は、災害対策基本法第2条に定義される災害とし、原子力災害対策編は、原子力災害に適用する。

なお、本計画に記載のない事項は、本編を準用する。

3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。



4 計画の修正

本編 第1章 第1節 5 参照

第2節 防災関係機関等の責務及び業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

(1) 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。

また、県、市町村その他防災関係機関の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(7) 町民等

町民は、法令及び県の防災計画並びに本計画により、防災上の責務とされている事項について、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

2 防災関係機関等の業務の大綱

- (1) 県、町、行政組合、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

本編 第1章 第2節 2 参照

- (2) 原子力事業者

機関名	業務大綱
東北電力(株) 日本原燃(株)	(1) 原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関すること。 (3) この計画に基づき、県、市町村その他防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

第3節 災害の想定

1 原子力事業所内

隣接県に立地する原子力事業所において、次に掲げる事象が発生することを想定する。

- (1) 原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等（以下「警戒事象」という。）が発生
- (2) 原災法第10条第1項に規定する事象（以下「特定事象」という。）が発生
- (3) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し原子力緊急事態（以下「原子力緊急事態」という。）が発生

※警戒事象

原子力規制委員会の所掌する原子力施設等の立地地域及びその周辺において、大規模自然災害（震度6弱以上の地震、大津波警報）又は重要な故障が発生した場合をいう。

※特定事象

原子力事業所の区域の境界付近において、政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたこと、その他の政令で定める事象をいう。

※原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合は、運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

〈隣接県に立地する原子力事業所〉

事業者名	事業所名	所在地	PAZ ^{*1}	UPZ ^{*2}
東北電力 (株)	東通原子力発電所	青森県下北郡 東通村	東通村	東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村、野辺地町
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡 女川町及び石巻市	女川町、石巻市	女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町
日本原燃 (株)	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	青森県上北郡 六ヶ所村	—	六ヶ所村

※¹ P A Z : Precautinary Action Zone

原子力施設から概ね半径 5 km 圏内（発電用原子炉の場合）。
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

※² U P Z : Urgent Protective action planning Zone

- ・ 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
- ・ 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。

2 原子力事業所外

核燃料物質等の運搬中の事故（以下「事業所外運搬事故」という。）により特定事象又は原子力緊急事態が発生することを想定する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及

【基本方針】

- 1 町、県及びその他防災関係機関は、職員に対する防災教育の実施及び住民等に対する防災知識の普及において、遠隔地での原子力災害を含めて実施するよう努める。

【担当】

町	総務課、学務課
防災関係機関	

1 防災知識普及計画の作成

本編 第2章 第1節 1 参照

2 町職員に対する防災教育

本編 第2章 第1節 2 参照

なお、原子力災害における防災教育の事項は、次のとおりである。

- ア 防災対策及び原子力災害対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
- カ 原子力災害とその特性に関する事項
- キ 住民に対する防災知識の普及方法
- ク 災害時における業務分担の確認

3 住民に対する防災知識の普及

本編 第2章 第1節 3 参照

なお、原子力災害における防災知識の普及活動の事項は、次のとおりである。

- ア 地域防災計画並びに各防災関係機関及び原子力事業者の防災体制の概要
- イ 避難のための立退き又は屋内への退避の指示の意味及び内容
- ウ 放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識（各原子力事業所におけるP A Z及びU P Zを含む市町村の名称を含む）

第2節 モニタリング対策

【基本方針】

- 1 県は、県内の空間線量率の状況並びに県内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性物質濃度の状況を把握するため、平常時からモニタリング体制を整備し、モニタリングを実施する。
- 2 町は、県が実施するモニタリングに協力する。

【担当】

町	総務課、農業振興課、林業振興課
防災関係機関	

1 モニタリング体制の整備等

県は、モニタリング体制として、モニタリング機器の整備、職員の育成、モニタリング実施可能な外部機関の把握等に努める。

町は、県が実施するモニタリングに協力する。

2 平常時モニタリングの実施

(1) 平常時モニタリングの実施

県は、平常時より、県内の空間線量率の状況並びに県内で販売される流通食品及び生産・収穫される主要な農林水産物の放射性物質濃度の定期的なモニタリングを行う。この場合において、県は、市町村その他の関係機関と連携・調整し、毎年度、対象物、試料採取地域等を定めて行う。

町は、県が実施するモニタリングに協力する。

(2) モニタリング結果の公表

県は、モニタリングの結果を、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表するとともに、町その他の関係機関に情報を提供する。

町は、必要に応じて、その結果をホームページ等で住民に公表する。

第3節 避難体制の整備

【基本方針】

- 1 町は、原子力災害から住民の生命、財産を守り、防護対策を確実に実施するため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設、観光施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、必要に応じ、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

【担当】

町	総務課、健康福祉課、観光商工課、学務課、西和賀さわうち病院
防災関係機関	

1 町の避難計画の作成

町は、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成する。

避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきこと、その他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立退き又は屋内への退避の指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。

避難計画作成及び指定避難所の指定にあたっては、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画の作成

各施設の管理者は、地震、風水害等に対する避難計画に加えて、原子力災害における避難についても考慮する。

第4節 医療・保健対策

【基本方針】

- 1 町及び県は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関等との連携体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。

【担当】

町	総務課、健康福祉課、西和賀さわうち病院
防災関係機関	

1 相談体制の整備

町及び県は、健康、医療等に係る住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

2 避難退域時検査等実施体制の整備

町は、町外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が可能な避難所その他の施設を指定するよう努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

【基本方針】

- 1 町は、原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が本町に及ぶ場合、又は及ぶおそれがある場合、並びに原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に本町が含まれる場合は、第一次的に緊急事態応急対策を実施する機関として、県その他防災関係機関との連携のもとに、緊急事態応急対策を実施する。

なお、原子力事業所外運搬事故についても、同様に対応する。

【担当】

町	本部事務局、各班
防災関係機関	

1 町の活動体制

町の活動体制は、次のとおりとする。

〈町の活動体制〉

活動体制	内 容	配 置
災害警戒体制	警戒事象及び特定事象の発生により情報収集、防災関係機関等との連絡、調整を行い、今後の対応に備える体制	責任者：総務課長 配置：総務課消防防災担当
災害警戒本部	原子力緊急事態により緊急的なモニタリングや住民への情報提供等を行う体制	責任者：副町長 配置：各課主査以上
災害対策本部	原子力緊急事態により住民の避難等の各種災害対策にあたる体制	責任者：町長 配置：全員

2 災害警戒体制

総務課長は、原子力事業所での事故発生に対して情報収集等を行うために災害警戒体制をとる。

災害警戒体制の基準は、次のとおりである。

〈災害警戒体制の基準〉

ア 隣接県の原子力事業所で警戒事象、特定事象が発生したとき
イ その他、総務課長が必要と認めたとき

3 災害警戒本部

副町長は、原子力事業所での事故発生に対して対策を実施するために災害警戒体制をとる。災害警戒本部の設置基準は、次のとおりである。

〈災害警戒本部の設置基準〉

- | |
|---|
| ア 隣接県の原子力事業所において、原子力緊急事態が発生したとき
イ その他、副町長が必要と認めたとき |
|---|

4 災害対策本部

町長は、原子力事業所での事故発生に対して避難等の対策を実施するために災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

〈災害対策本部の設置基準〉

- | |
|---|
| ア 原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に本町の区域が含まれる場合、又は本町が含まれることが想定されるとき
イ その他、町長が必要と認めたとき |
|---|

災害対策本部の組織及び運営については、本編 第3章 第1節 参照

第2節 特定事象発生情報等の伝達・情報収集・報告

【基本方針】

- 1 町は、原子力事業所における警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県又は県の区域が含まれるものに限る。以下「特定事象発生情報等」という。）並びに原災法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3項の規定による原子力災害対策本部長（原災法第17条第1項に規定する者をいう。）の指示（以下「内閣総理大臣等による指示」という。）に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 町は、通信設備が被災した場合においても、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を関係機関、住民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

【担当】

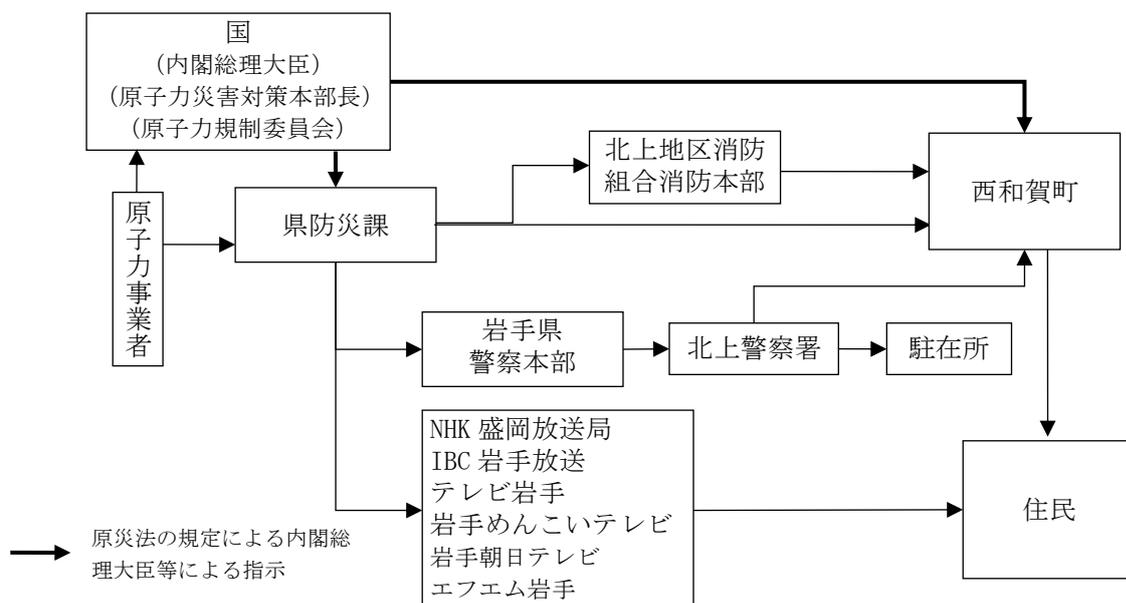
町	本部事務局
防災関係機関	県

1 特定事象発生情報等の伝達

町は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、住民、団体等に対して広報を行う。

特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。

特定事象発生情報等の伝達系統は、次のとおりである。



2 情報の伝達

県は、災害の状況、県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の収集を行い、収集した情報を分析・整理し、市町村その他防災関係機関に伝達する。

町は、県と連携し情報の把握に努めるとともに、県から伝達された情報を関係機関等に周知する。

3 災害情報の収集・報告

本編 第3章 第4節 2、3 参照

第3節 広報広聴

【基本方針】

- 1 町は、災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。

【担当】

町	本部事務局、企画班、町民班
防災関係機関	

1 住民への広報

県は、町と連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用し、次に掲げる事項を提供する。

町は、県から住民等に対し情報提供を行う旨の通知を受けたときは、当該区域内の住民等に対し、同様の内容を提供する。

〈広報事項〉

ア 特定事象発生情報等の概要	イ 災害の現況
ウ 緊急時モニタリングの結果等	エ 県等の防災関係機関の対策状況
オ 住民等のとるべき措置、注意事項	カ その他必要と認める事項

2 事業者等への情報提供

県は、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報を提供する。

3 広聴活動

町は、相談窓口を設置し、住民からの相談等に対応する。

第4節 緊急時モニタリング対策

【基本方針】

- 1 県は、モニタリングポストを設置し空間線量率のモニタリングを強化する。その結果は町その他防災関係機関に情報提供するとともに、速やかに公表する。
- 2 県は、モニタリングの結果、国が定める飲食物の摂取及び出荷制限に関する指標を超過するものがあるときは、その摂取、出荷等の自粛要請その他の必要な措置を講じる。摂取、出荷等の自粛要請の継続する状態が解消されたと認められる場合等にあつては、その要請を解除する。
- 3 町は、県が実施するモニタリングに協力する。

【担当】

町	各班
防災関係機関	県

1 環境のモニタリング

県は、災害警戒本部又は災害特別警戒本部を設置した場合は、県が設置するモニタリングポストにより、空間線量率のモニタリングを強化し、実施する。

また、災害対策本部を設置した場合は、降下物、水道水の放射性物質濃度のモニタリングを実施する。

2 農林水産物等のモニタリング

県は、災害対策本部を設置した場合は、次に掲げる農林水産物等の放射性物質濃度のモニタリングを実施する。

ただし、かに掲げる給食食材にあつては、給食を提供する学校等の設置主体（県、市町村等）がモニタリングを実施する。

〈農林水産物等のモニタリング項目〉

ア	農林水産物（県内で生産・収穫・漁獲されたものをいう。）
イ	粗飼料
ウ	堆肥
エ	農用地土壌
オ	流通食品（消費者向けに県内で販売の用に供する食品をいう。）
カ	給食食材（学校給食等に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。）

3 公共施設等のモニタリング

県は、空間線量率のモニタリング結果その他の状況から判断し、学校、医療・福祉施設、公園、庁舎その他の不特定多数の者が利用する施設について、空間線量率のモニタリングが

必要と認めるときは、その設置者又は管理者に対し、その実施及び結果の公表を要請する。

町は、県の要請又は町独自の判断で、保育所、小中学校等でモニタリングを行い、ホームページ、広報紙等で公表する。

4 指標を超過したものに対する措置及び措置の解除

県は、モニタリングの結果、国が定める飲食物の摂取及び出荷制限に関する指標を超過するものがあるときは、関係事業者等に対し、その利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等を要請する。

第5節 避難・影響回避

【基本方針】

- 1 町は、住民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。
- 2 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

【担当】

町	本部事務局、各班
防災関係機関	西和賀町消防団、北上地区消防組合消防本部、東日本旅客鉄道（株）盛岡支社

1 避難のための立退き又は屋内への退避の指示等

本部長は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、次の事項を明示して避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行う。この場合、速やかにその旨を県及び国に報告する。

また、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

〈避難のための立退き又は屋内への退避の指示の内容〉

ア	発令者
イ	避難のための立退き又は屋内への退避の別
ウ	指示の日時
エ	指示の理由
オ	指示の対象地域
カ	避難のための立退き先又は退避先
キ	避難のための立退き又は退避する場合の経路
ク	その他必要な事項

2 警戒区域の設定

本部長は、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

〈警戒区域設定時の明示事項〉

ア 発令者	イ 警戒区域設定の日時
ウ 警戒区域設定の理由	エ 警戒区域設定の地域
オ その他必要な事項	

3 影響回避の措置

町及び県は、住民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

また、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行い、関係団体とともに必要な支援を行う。

第6節 医療・保健

【基本方針】

- 1 町及び県は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。
- 2 町及び県は、町外からの避難者等に対し、被ばく医療の実施が必要な場合において、医療機関及び消防等との連携を図り、搬送を行う。
- 3 町及び県は、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。

【担当】

町	福祉・医療班、西和賀さわうち病院
防災関係機関	県、(一社)北上医師会、北上歯科医師会、北上薬剤師会

1 避難退域時検査及び簡易除染

町及び県は、身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

実施にあたっては、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、人員の派遣、資機材の確保等を要請する。

町は、避難退域時検査及び簡易除染を行う施設を確保し、県に通知する。

2 初動医療体制

町は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県に対し、被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。

県は、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定の上、町に通知する。

町は、県の通知に基づき、被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。

3 健康管理活動の実施

本編 第3章 第15節 5 参照

第4章 災害復旧計画

第1節 モニタリング継続対策

【基本方針】

- 1 県は、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき等においては、県内への放射性物質等の影響を把握するため、緊急時モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。
- 2 町は、県の行うモニタリングに協力する。

【担当】

町	各班
防災関係機関	県

1 緊急モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき又は原子力事業者から特定事象若しくは原子力緊急事態への対応が完了した旨の通報があったときは、県内への放射性物質等の影響を把握するため、緊急時モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。

町は、必要に応じて、保育所、小中学校等でのモニタリング、給食食材等のモニタリングを継続し、ホームページ、広報紙等で公表する。

第2節 低減措置・廃棄物等対策

【基本方針】

- 1 県は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、住民が日常生活から受ける追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばくを除く被ばく線量をいう。）の低減を図る必要があると認めるときは、町と調整・連携し、必要な措置を講じる。
- 2 町及び県は、住民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置（以下「低減措置」という。）の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

【担当】

町	各班
防災関係機関	県

1 低減措置の実施

（1）低減措置を行う目安等

県は、低減措置の実施が必要と認めるときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準を定める。

（2）低減措置の実施者

低減措置の実施者は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者（以下、本節中「実施者」という。）が行うものとする。

（3）低減措置の実施方法

実施方法は、国が示す方法又は県が適当と認める方法とする。

低減措置の対象は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居など、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。

低減措置の実施にあたっては、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所を優先して実施する。この場合において、子どもは、成人に比較し放射線の影響を受けやすいことから、子どもの生活環境を最優先に実施する。

2 廃棄物等の処理等

実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物等を、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。

町及び県は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

3 低減措置の公表

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表するよう努める。

町及び県は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。

また、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。

第3節 健康の確保等

【基本方針】

- 1 町及び県は、相互に連携し、健康に不安等を感じる住民等（広域避難又は広域一時滞在により県内に滞在する県外からの避難者を含む。）に対し、健康相談を実施するとともに、健康確保に関し必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。
- 2 町及び県は、原子力災害により被害を受けた住民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

【担当】

町	福祉・医療班
防災関係機関	県

1 健康相談の実施

町及び県は、相互に連携し、健康に不安等を感じる住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

2 健康確保に関する調査その他の対策

県は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、住民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めるときは、町と連携し、国その他の関係機関の助言等を得て、必要な調査及び分析を行う。

県は、調査及び分析の結果、住民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めるときは、町及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

3 生活の安定確保

本編 第4章 第2節 参照

第4節 風評被害の防止

【基本方針】

- 1 町及び県は、原子力災害による風評被害が商工業、観光業、農林水産業その他の地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。

【担当】

町	企画班、観光商工班、農業振興班、林業振興班
防災関係機関	県

1 広報活動

町及び県は、関係機関・団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業の産品等の適切な流通等が確保され、及び観光客の減少が生じることのないよう、県内外での広報活動を行う。

広報活動にあたっては、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、町内で生産される産品等及び町内の環境等が安全な状況にあることを広報する。

2 支援活動

町及び県は、関係機関・団体が自ら風評被害防止に向けた活動を実施する場合には、活動に必要な情報、資機材等の提供など、関係機関・団体に対し、必要な支援を行う。